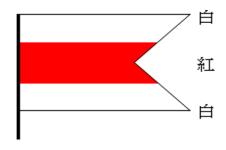
第三管区海上保安本部公示第11号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年3月14日

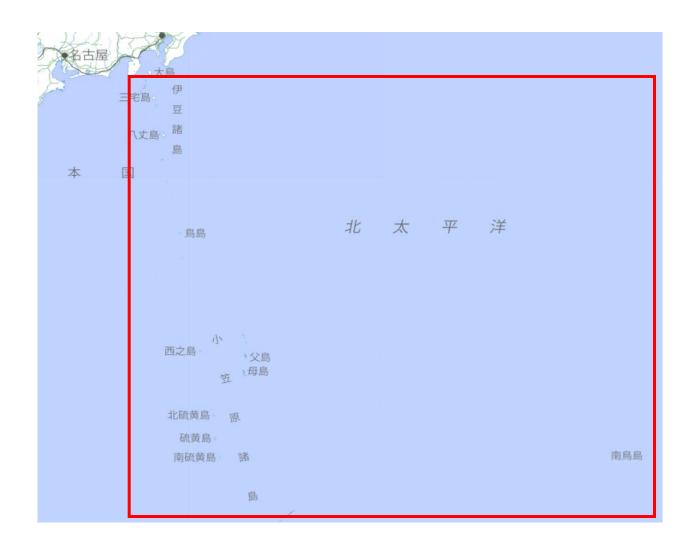
第三管区海上保安本部長 宮本 伸二(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 伊豆小笠原諸島海域、小笠原海台周辺海域、南鳥島周辺海域 (調査範囲図のとおり)
- (2)期間 令和7年4月1日から令和7年8月31日
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚



(2) 三管区水路通報に掲載する。

調査範囲図 (陸地は含まない)



海上保安庁(JCG)/ (C) Esri Japan 海しるにて作成

測量区域

